

## 一般社団法人日本脳卒中の外科学会 技術認定制度細則

### (目的)

第1条 この細則は、社団法人日本脳卒中の外科学会（以下、「この法人」という。）の定款第4条に基づき、この法人の技術認定制度に関し必要な事項を定める。あわせて、定款第42条に基づく委員会のうち、技術認定委員会（以下、「認定委員会」という。）及び技術教育委員会（以下、「教育委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

### (本制度の目的)

第2条 脳卒中の外科に関する基本的技術を担保することにより、脳卒中の外科に携わる医師の育成を促進し、脳卒中の外科医療の進歩発展とその診療水準の向上をはかり、国民の福祉に貢献することを目的として、技術認定医を認定する。また技術認定をめざす医師および技術認定医に対して教育指導を行う技術指導医（以下、「指導医」という。）を認定する。

### (委員会)

第3条 この法人は、技術認定のための認定委員会を設置する。

- 2 本委員会の構成は、委員長1名、副委員長2名および認定作業に必要な数の委員とする。
- 3 委員長、副委員長は理事会の議を経て理事長が委嘱する。委員は、本委員会委員長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 本委員会は、資格審査および技術認定のための審査に必要な事項を行う。

第4条 この法人は、技術認定医および指導医の生涯教育のため、教育委員会を設置する。

- 2 本委員会の構成は、委員長1名、副委員長2名および委員若干名とする。
- 3 委員長、副委員長は理事会の議を経て理事長が委嘱する。委員は、本委員会委員長が推薦し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 5 本委員会は、技術認定に必要な教育および生涯教育を目的として「技術認定医教育セミナー」および「技術認定医・指導医 CEP 講習会」の企画、運営を行う。

(技術認定医のための申請および認定)

第5条 技術認定医申請者の資格審査およびビデオ審査は認定委員会が行い、技術認定を行う。

第6条 技術認定医のための申請資格要件は以下に示す。

- ① 日本脳神経外科学会専門医資格を有する（申請前年度までに取得している）。
- ② 申請時（申請締め切り日）70歳未満である。
- ③ 3年以上の日本脳卒中の外科学会員歴（年会費完納）を有する。
- ④ 指導医（別項に定める。制度発足時の暫定指導医も含む）の勤務する施設にて、執刀医として30例以上の脳血管障害に対する顕微鏡手術の経験を有する。30例には、脳動脈瘤クリッピング術20例以上を含むことを必須とし、かつ、バイパス手術1例以上、頸動脈血栓内膜剥離術2例以上を含むことが望ましい。なお、執刀医とは、手術の最重要手術操作を含む一連の手術操作を行ったもので、1手術につき1執刀医が申請できる。バイパス手術、頸動脈血栓内膜剥離術は術者として経験することが望ましいが、助手、見学先施設責任者からの署名と手術記録を添付することにより見学でも代替することができる。ただし、助手、見学の場合は30例には含まれない。  
非常勤の指導医の元での手術は、指導医から適切な術前検討、周術期管理の指導を受けたと認められる場合にのみ、指導医の勤務する施設による手術と同様に扱う。なお、申請時に施設の責任者（教授、部長、施設における脳卒中の直達手術担当のうち最上位者）である者においては、「指導医の勤務する施設にて」の要件を免除する。
- ⑤ 過去5年間に年次学術集会（脳卒中学会・スパズムシンポジウムとの合同学術集会）で筆頭演者として脳卒中の外科に関連する1演題以上の発表歴を有する。
- ⑥ 過去5年間に技術認定医・指導医 CEP 講習会、および過去2年間に技術認定医教育セミナーそれぞれ1回以上の受講歴を有する。

第7条 技術認定医の認定申請は、所定の期日までに所定の審査手数料を納付するとともに、以下の書類・ビデオを認定委員会に提出する。

- ① 申請書（日本脳神経外科学会専門医番号含む）
- ② 技術認定医・指導医 CEP 講習会受講証明書
- ③ 技術認定医教育セミナー受講証明書
- ④ 30例の手術症例一覧（退院時 mRS 含む）および手術記録
- ⑤ 施設長の手術実施証明書
- ⑥ 手術ビデオ：編集ビデオ2編（別部位の脳動脈瘤クリッピング術1編ずつ）。なお編集ビデオは、手術前後の基本画像（キーフィルム）を含み、それぞれ無編集ビデオも添付する。
- ⑦ バイパス手術および頸動脈血栓内膜剥離術の経験を助手、見学で代替する際に

はそれぞれ手術記録、見学証明書と手術記録

- ⑧ 非常勤の技術指導医の元で実施した際には手術の指導内容証明書

第8条 認定された者は所定の期日までに所定の登録料を納付した後、認定証が交付される。

(技術指導医のための申請および認定)

第9条 指導医申請者の資格審査およびビデオ審査は認定委員会が行い、指導医認定を行う。

第10条 指導医の申請要件は以下に示す。

- ① 本学会の技術認定医資格を有する。
- ② 申請時(申請締め切り日) 70歳未満である。
- ③ 5年以上の日本脳卒中の外科学会員歴(年会費完納)を有する。
- ④ 脳血管障害に対する顕微鏡手術200例以上の経験を有する(指導を含む)。200例には、脳動脈瘤クリッピング術100例以上、バイパス手術・頸動脈血栓内膜剥離術合計20例以上(最低5例ずつの執刀を含む)、血管奇形根治術5例以上を含む。
- ⑤ 過去10年間に年次学術集会(脳卒中学会・スパズムシンポジウムとの合同学術集会)で筆頭演者または共同演者として脳卒中の外科に関連する3演題以上の発表歴を有する。
- ⑥ 脳卒中に関する論文(査読有、和文可、総説不可)3編の発表・掲載歴を有する。3編中少なくとも1編は筆頭著者とする。査読有について、インパクトファクターが付与されていることを判断基準とする。
- ⑦ 過去5年間に技術認定医・指導医 CEP 講習会の1回以上の受講歴を有する。

第11条 技術指導医の認定申請は、所定の期日までに所定の審査手数料を納付するとともに、次の書類を認定委員会に提出する。

- ① 申請書
- ② 技術認定医認定証の写し
- ③ 技術認定医・指導医 CEP 講習会受講証明書
- ④ 200例の手術症例一覧
- ⑤ 施設長の手術実施証明書
- ⑥ 手術ビデオ2編(バイパス手術1編および頸部頸動脈血栓内膜剥離術(CEA)1編)。頸部頸動脈血栓内膜剥離術のビデオは内膜剥離操作のマイクロ画像を含むものに限る。なお編集ビデオは、手術前後の基本画像(キーフィルム)を含み、それぞれ無編集ビデオも添付する。
- ⑦ バイパス手術及びCEA5件ずつの手術記録

第12条 認定された者は所定の期日までに所定の登録料を納付した後、認定証が交付さ

れる。

(資格更新)

第13条 技術認定医および指導医の資格更新は5年毎に行う。更新資格要件は、バイパス手術および頸動脈血栓内膜剥離術の経験を除き、技術認定医および指導医ともに同一である。更新要件を以下に示す。

- ① 更新申請時（更新締め切り日）70歳未満である。
- ② 脳血管障害に対する60例以上の顕微鏡手術経験（指導を含む）を有する。60例には脳動脈瘤クリッピング術30例以上、バイパス・頸部頸動脈血栓内膜剥離術合わせて5例以上を含む（技術認定医の更新にはバイパス手術および頸動脈血栓内膜剥離術の経験は不要）。なお、指導とは術前の方針決定や術後カンファレンスにおける指導なども含む。
- ③ 更新期間に3回以上の年次学術集会（脳卒中学会・スパズムシンポジウムとの合同学術集会）の参加歴を有する。なお、事前に申し出た正当な理由ある場合、認定委員会での審査後、参加1回分を免除することがある。
- ④ 更新期間に1回以上の技術認定医・指導医 CEP 講習会の参加歴を有する。

第14条 更新審査にて更新が認められた者は、所定の期日までに所定の更新料を納付した後、更新証明書が交付される。

(認定の取り消し、虚偽の申請)

第15条 技術認定医および指導医が以下に示す要件のいずれかに該当する場合、認定委員会は、技術認定医あるいは指導医の認定の取り消し、一時停止、あるいは戒告することができる。

- ① 正当な理由を付して資格を辞退したとき
- ② 日本脳卒中の外科学会会員の資格を失ったとき
- ③ 技術認定医あるいは指導医として不適切であると認められたとき
- 2 申請内容に虚偽があると認められた場合、倫理委員会および認定委員会で精査し、申請者に照会の上で、認定委員会は学会除名、技術認定医・指導医資格および申請資格剥奪等を理事会に諮ることができる。
- 3 満71歳を迎えた時点で技術認定医および指導医の認定期間は満了となる（暫定期間に認定された技術指導医・認定医の初回認定期間内はこの適用を除外する）。

(セミナーおよび講習会)

第16条 技術認定医教育セミナーは、脳卒中の外科に関する基本的実技と基礎知識を習得することを目的に、日本脳神経外科学会各支部（北海道・東北・関東・中部・

近畿・中国四国・九州) と対応する各地区において開催する。

第17条 各地区における責任者は、教育委員会が選任する。技術教育委員会委員長が全国の技術認定医教育セミナーを統括する。

第18条 本セミナー受講者は、事前に所定の受講料を納付し、受講後に受講証明書を受領する。

第19条 技術認定医・指導医 CEP 講習会は、技術認定医および指導医の生涯教育を目的に、教育委員会が企画運営する。

第20条 本講習会受講者は、事前に所定の受講料を納付し、受講後に受講証明書を受領する。

(細則の変更)

第21条 この細則は、理事会の議を経て、変更することができる。

附則

- 1 この細則は、平成28年度の社員総会后(4月15日)より施行する。
- 2 平成28年5月20日改定。
- 3 平成29年4月26日改定。
- 4 技術認定医は令和元年の資格申請要件改定に関する移行措置として、令和元年の申請のみ手術目録と手術ビデオについては旧制度もしくは新制度のいずれを用いた申請も可能とする。(手術目録の旧制度:「脳動脈瘤クリッピング術15例、バイパス手術及び頸動脈血栓内膜剥離術を計5例(それぞれを少なくとも1例以上)」、新制度:「脳動脈瘤クリッピング術20例」。手術ビデオの旧制度:「脳動脈瘤クリッピング術1例とバイパス術またはCEA1例」、新制度:それぞれ別部位の「脳動脈瘤クリッピング術2例」。)
- 5 第1・2回技術認定医審査で技術認定医を取得した者は、技術指導医申請時のビデオ審査を免除とする。
- 6 令和元年6月10日改定。